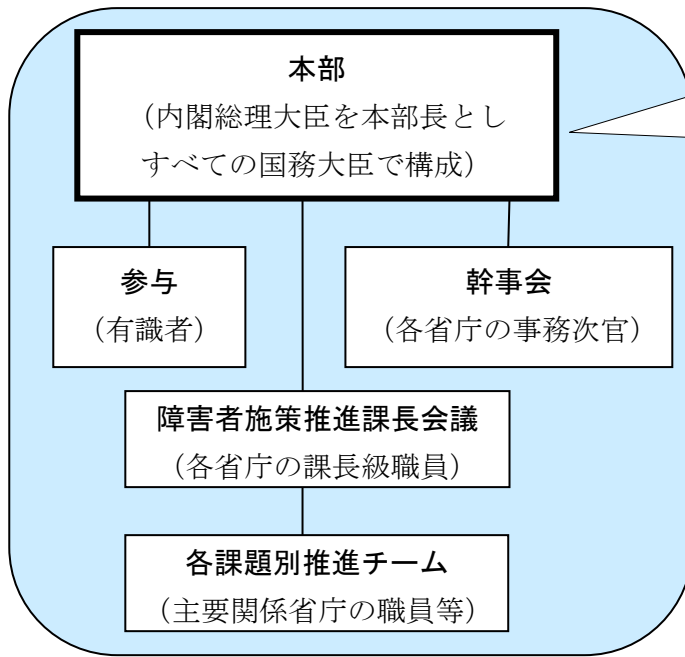


障がい者制度改革推進本部について

〈現行〉 障害者施策推進本部



本部の設置及び権限について、
法律上の根拠なし（閣議決定に
より設置）



「**障害者施策**」の①関係行政機
関相互間の連絡調整、②総合
的・効果的な推進

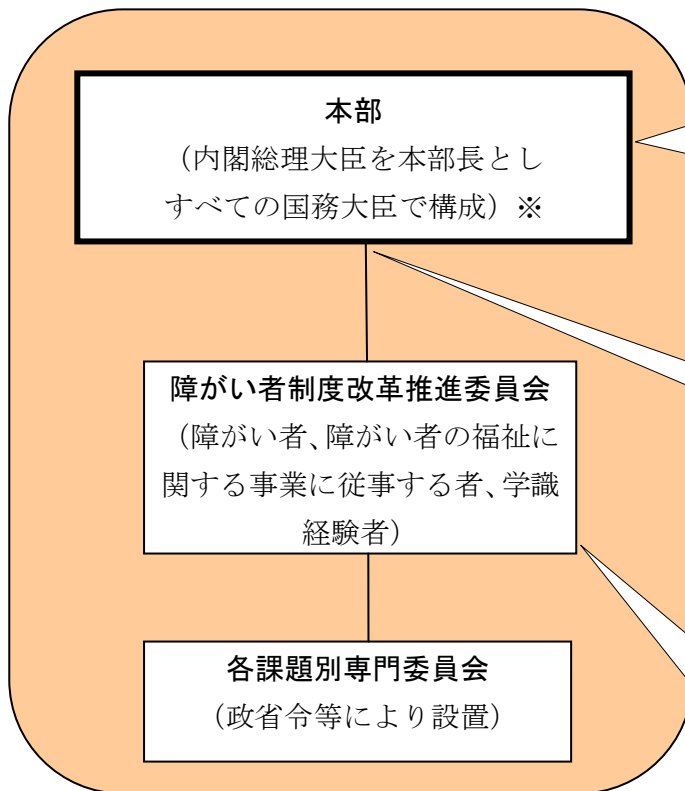
本部に、障がい者の意見を反映
させるための組織が置かれて
いない。

※現行では、各省庁の職員による
会議が中心

〈民主党案〉 障がい者制度改革推進本部

障がい者制度改革＝障がい者に係る制度の抜本的な改革と基盤の整備

（現行の障害者施策の基礎となっている法制度そのものを抜本的に改革）



本部の設置及び権限について、
法律上の根拠あり

「**障がい者制度改革**」の総合的・
集中的推進（①障がい者制度改
革の推進に関する総合調整、②
障がい者制度改革推進計画の案
の作成及び推進、③必要な法律
案及び政令案の立案等）

設置期限（法施行から5年）を設
け、その間に障がい者制度改革を
集中的に実施

本部に置かれる委員会において、
障がい者の意見を反映

（障がい者制度改革推進計画の案
に関し本部長に意見を述べるほ
か、障がい者制度改革に関する事
項について調査審議し、その結果
に基づき、本部長に意見を述べ
る。）

※障がい者制度改革の実施に必要な事務
は、内閣府において一元的に処理〔担当
部門には、障がい者等で民間の優れた識
見を有するものの登用を想定〕